

「山梨県PT・OT・STバンク」実施要項

（趣旨）

第1 この要項は、市町村の地域支援事業における地域リハビリテーション活動支援事業の促進を図るため「山梨県PT・OT・STバンク」（以下、「バンク」という。）の運営に関し必要な事項を定める。

（目的）

第2 市町村が行う地域における介護予防の取り組みを支援するため、県はバンクを設置し、専門的知識を有するリハビリテーション職をバンクに登録し、協力を求める市町村の依頼に基づき派遣すること、及び派遣する専門職の育成を行うことを目的とする。

（派遣業務内容）

第3 市町村に派遣するリハビリテーション専門職が行う業務内容は、次のとおりとする。

- （1）住民への介護予防に関する技術的助言
 - （2）介護職員等（介護サービス事業所に従事する者を含む。）への介護予防に関する技術的助言
 - （3）地域ケア会議やサービス担当者会議におけるケアマネジメント支援
 - （4）その他、介護予防の推進に資する事業への助言
- 但し、診療報酬、介護報酬に算定されるものを除く。

（登録の要件）

第4 バンクに登録できる者は、次の掲げる者とする。
理学療法士、作業療法士、言語聴覚士

（登録の方法）

第5 バンクへの登録方法は、次のとおりとする。

山梨県リハビリテーション専門職団体協議会（以下、「事務局」という）は、毎年度、バンク登録者を募るとともに必要事項を掲載した名簿を作成し、県の指定する期日までに県及び山梨県リハビリテーション支援センター（以下、「センター」という）へ報告する。なお、名簿を変更した場合は、その都度、県及びセンターに報告する。

（登録情報の提供）

第6 県は、毎年度、バンクの登録状況を市町村に提供する。

（派遣の実施及び手順）

第7 派遣の実施及び手順は、次のとおりとする。

- 1 リハビリテーション専門職の派遣を受けようとする市町村は、PT・OT・STバ

ンク派遣依頼申込書（別紙 1）をセンターへ提出する。

- 2 センターは、必要に応じて事務局と調整し、バンク登録者へ打診する。
- 3 打診を受けたバンク登録者は所属機関の長（以下、「施設長」という。）と派遣の可否について検討し、その結果をセンターに報告する。
- 4 センターは市町村へ派遣の可否及び決定した派遣者を連絡する。
- 5 派遣者の決定後、市町村は、派遣者と日程、内容、経費等を確認し、派遣者の施設長及び派遣者に依頼文を送付する。
- 6 事業実施後、市町村は派遣者の所属機関又は、派遣者へ経費等を支払う。

（研修会等の開催）

第 8 バンクの効果的な運用を図るため、必要に応じ P T ・ O T ・ S T に対する研修会を開催する。

（派遣に要する経費等）

第 9 リハビリテーション専門職を派遣する際に要する経費（報償費及び旅費）については、市町村と派遣者で相談の上、決定する。

業務中や、移動中に発生した事故等に対しては、その責任と負担を予め市町村と協議の上、決定すること。

（個人情報の保護）

第 1 0 バンク登録者に係る個人情報については、市町村において適切な個人情報保護策を講じたうえで、事業の運営に必要な範囲内において、関係者間の情報共有を図ることとする。

県、センター、市町村及び登録者の所属機関は、登録情報を他の目的に使用してはならない。但し、当該登録者の承諾を得たときは、この限りではない。

（その他）

第 1 1 この要項に定めるもののほか、この要項に施行に関して必要な事項は別に定める。

附 則

この要項は、平成 2 5 年 1 月 9 日から施行する。

附 則

この要項は、平成 2 5 年 3 月 2 9 日から施行する。

附 則

この要項は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要項は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要項は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要項は、令和 3 年 5 月 1 日から施行する。